(vv)　表の「区分」の欄に「R22」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三十三・三パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の三十三・四パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ww)　表の「区分」の欄に「R23」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三十三・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の三十三パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(xx)　表の「区分」の欄に「PIC」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次節に定める条件に従うものとする。

(yy)　表の「区分」の欄に「Xb」を掲げる品目に分類される原産品の関税は、関税の撤廃又は削減に関する約束の対象から除外される。当該原産品の関税については、基準税率とする。

(zz)　表の「区分」の欄に「Xq1」を掲げる品目に分類される原産品は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(aaa)　表の「区分」の欄に「Xq2」を掲げる品目に分類される原産品は、日本国の関係政令に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(bbb)　表の「区分」の欄に「X」を掲げる品目に分類される原産品は、第一編1及び(a)から(yy)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　日本国の表の「注釈」の欄に「SG-n」を掲げる品目に分類される原産品については、第C節の規定の適用を受ける。

3　日本国の表の「注釈」の欄に「S」を掲げる品目に分類される原産品の取扱いは、第二・八条3(a)及び4の規定に基づく見直しの対象となる。

4　第一編6の規定は、関税分類番号二一〇六一〇・二一九及び二一〇六九〇・二八三の品目に分類される原産品の関税については、適用しない。

第B節　特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度

第一款　第B節についての注釈

1　前節1(xx)の規定の適用上、日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-n」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日からこの節に定める当該原産品について適用する条件に従うものとする。

2　日本国の農林水産省（以下この節において「ＭＡＦＦ」という。）又はＭＡＦＦを承継する者は、各年の終了後一箇月以内に、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品であって、日本国の法令に従って輸入の許可前に当該各年において引き取られたものについての証明書（以下この節において「日英特恵輸入証明書」という。）を輸入者による日英特恵輸入証明書の申請の後に発給する。

3　輸入者は、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品について第三・一条に定義する関税上の特恵待遇を要求する場合には、輸入の許可前に日本国の税関当局に対して日英特恵輸入証明書を提出することを求められる。日英特恵輸入証明書の日本国の税関当局への提出の手続については、速やかに公に入手可能なものとする。

4　日英特恵輸入証明書については、各年の終了後の最初の六月三十日以前に輸入者が日本国の税関当局に提出するものとし、その提出については、輸入申告の時に行われたものとみなす。

5　次款1から10までのそれぞれに規定する原産品に関し、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が各年について輸入者に対し日英特恵輸入証明書を利用可能とする当該原産品の合計数量は、当該各年における日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｂ節に規定する産品であって当該原産品に対応するものの合計割当数量と日ＥＵ経済連携協定の下で輸入者が利用したことをＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が確認した当該対応する産品の割当数量との差とする。(注)

注　この5に定める各年の合計数量については、次款1から10までのそれぞれの規定について算出する。

6　ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品についての日英特恵輸入証明書の申請において要求された総数量が5に定める合計数量を超える場合には、提出された当該申請の優先順位を当該原産品の引取りが承認された日の順序に基づいて決定し、及び日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品の数量が5に定める合計数量に達する限度において日英特恵輸入証明書を発給する。ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、当該原産品（輸入者に対して日英特恵輸入証明書が発給されたもの）の引取りが承認された日のうち最も遅い日を公に入手可能なものとする。ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、また、5に定める合計数量、日英特恵輸入証明書の申請において要求された総数量及び日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品の数量を公に入手可能なものとする。

7　ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、その省令及び通達を通じ、日英特恵輸入証明書に関し、次のものを速やかに公に利用可能なものとする。

(a)　様式及び申請書

(b)　申請及び発給の手続

8　次款1から10までのそれぞれに規定する品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの節の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、これらの規定の対象となる関連する品目の適用範囲を変更するものではなく、また、当該適用範囲に代わるものでもない。

第二款　特定の原産品についての関税上の特恵待遇

1　小麦製品

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-1」を掲げる関税分類番号一九〇四一〇・二二一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四三〇・〇一〇、一九〇四九〇・二一〇及び二一〇六九〇・二一四の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)の規定による輸入については、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下この節において「ＳＢＳ」という。）方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従って輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。